

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金について

1 概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯を支援する取組として、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金を支給する。

2 支給対象者

次の者に対して支給する。ただし、対象者の所得が児童手当の所得制限限度額内の者に限る。

- (1) 区から令和3年9月分(令和3年9月に出生した児童は10月分とする)の児童手当の支給を受けた者
- (2) 区から令和3年9月分の児童手当の支給を受けていない者で、平成15年4月2日生まれまでの子の養育者
- (3) (1) 以外で令和4年3月31日までに出生した子の養育者

3 対象児童

平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた子

4 支給額

児童一人当たり10万円(一括給付)

※閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、「子育て世帯に関しては、児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し、子供1人当たり5万円の現金を迅速に支給する」とこととされ、本区においても先行5万円の支給について対象者へ通知を行っていたが、その後政府が現金での一括給付を容認する方針を示したことを受け、10万円現金での一括支給を行うこととしたものである。

5 申請区分

- (1) 申請不要 上記2(1)に該当する者(以下「申請不要者」という。)
- (2) 要支給申請 上記2(2)及び(3)に該当する者(以下「要支給申請者」という。)

6 申請不要者数(令和3年12月24日の支払者数)

児童数13,203人

※区から児童手当を受けている児童数(きょうだいのいる高校生等を含む。)は令和3年11月30日現在、約28,700人である。

7 支給方法

- (1) 申請不要者 区から案内を発送し、辞退の申し出がない場合、児童手当の指定口座に振込む。
- (2) 要支給申請者 申請内容を確認し支給を決定した者に対し、通知送達後、指定口座に振込む。

8 周知方法

区報（12月10日号及び令和4年1月25日号）、区ホームページ、区SNS及び対象者への郵送による個別通知により周知する。

9 スケジュール

令和3年12月23日	申請不要者に対し振込金額を5万円から10万円に変更する旨の通知を発送
12月24日	申請不要者への支給（対象児童13,203人分）
12月27日	要支給申請者への受付案内開始（区ホームページに掲載）
令和4年1月4日	要支給申請者への受付開始
1月5日	要支給申請者のうち、高校生等がいる世帯への個別通知を発送
1月14日	12月3日までに新規で児童手当申請があった要支給申請者への支給（対象児童224人分）
2月中旬～	要支給申請者への支給開始予定
3月31日	一部新生児を除く給付金支給終了予定
	※3月下旬に出生した新生児等は別途対応

(参考)

児童手当の所得制限限度額表

扶養親族等の数	所得額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1,002.1万円
5人	812万円	1,040.0万円

(注)

- ・「収入額の目安」とは、給与収入のみで計算した場合であり、実際は給与所得控除や医療費控除等を控除したのちの所得額で所得制限を確認する。
- ・「扶養親族等の数」とは、①所得税法上の同一生計配偶者と扶養親族（施設に児童が入所している場合は当該児童を除く。以下「扶養親族等」という。）②扶養親族等でない児童で前年の12月31日時点で監護・養育した児童（配偶者またはその他の人の扶養親族となっていた児童、その児童自身の合計所得金額が38万円を超えているため扶養親族になれなかった児童を除く。）の数をいう。
- ・扶養親族等の数が6人以上の場合の所得制限限度額は、1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となる。